



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会社名 日本ライトン株式会社
代表者名 代表取締役社長 又川 鉄男
(コード番号 2703)
問合せ先 取締役管理本部長 李 友裕
(TEL 03-3258-6503)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の定時取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 31 期定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にしその期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 28 年 3 月 30 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 30 日

以 上